

2017 年 6 月 27 日

1. 基本情報

- (1) 国名：東ティモール民主共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：東ティモール民主共和国内全域
- (3) 案件名：人材育成奨学計画（The Project for Human Resource Development Scholarship）
- (4) 事業の要約：本事業は、東ティモール政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が、本邦大学院において学位（修士）を取得することを支援することにより、同国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって同国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与することを目的とする。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 本事業を実施する外交的意義

東ティモールに対し、我が国は独立前の 1999 年第 1 回東ティモール支援国会合を主催して以来、同国の社会資本の構築と人材育成等を通じて大きく貢献してきた。また本邦企業は豪との合併企業等を通じての石油・ガス資源開発に参画しており同国からは我が国に LNG や LPG が輸出されている。

2016 年 3 月、当国大統領来日の際の両国首脳共同プレスリリース「成長と発展のための進化したパートナーシップ」において、安倍首相は人材育成を通じて当国の ASEAN 加盟にかかる取り組みを支援する意向を表明しており、当国の次世代リーダーを育成する本事業は二国間パートナーシップの基盤事業の一つとしてこれを具現化するものである。

東ティモールは、地理的に ASEAN のほぼ東端、太平洋とインド洋をつなぐルートの一つに位置し、日本にとって地政学的に重要。2016 年 3 月のルアク大統領訪日、2016 年 10 月のグスマン元首相訪日等の最近のモメンタムに続き、2017 年 8 月に発足予定の新政権（第 7 次立憲政府）との関係を強化する観点からも、本事業を実施する外交的意義は高い。また、2018 年度の JDS 立ち上げを通じた行政官育成は、我が国の国別開発協力方針改訂後の新規人材育成支援として意義は高い。

- (2) 当該国における中核人材育成分野の現状・課題及び本事業の位置付け

東ティモールにおいては、各開発課題を取扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足している。従って、いずれの開発課題においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、「人材育成奨学計画」（以下「本事業」という。）が取り組む中核となる行政官等の育成が期待されている。

- (3) 中核人材育成に対する我が国の協力方針等と本事業の位置付け

対東ティモール民主共和国国別援助方針（2012 年 4 月）では、「復興から経済成長への基盤づくり支援」を基本方針とし、「経済活動活性化のための基盤づくり」、「農業・農村開発」と並んで「政府・公共セクターの能力向上」を重点分野として定

めており、本事業は右方針に合致する。

(4) 他の援助機関の対応

当国において類似事業を実施するドナーとしては、主にオーストラリアや中国等の奨学金事業が挙げられる。詳細は協力準備調査にて確認する。

(5) 本事業を実施する開発政策上の意義

本事業は、我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、質の高い教育や経済成長に資するものであり、SDGs ゴール 4 及び 8 に貢献すると考えられる。同国の持続的な成長と発展に向けて、石油・ガス収入への過度の依存からの一刻も早い脱却、そのための経済社会構造の転換は喫緊の課題であり、本事業による優秀な行政官の育成が必要とされている。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

本事業は、東ティモール政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が、本邦大学院において学位（修士）を取得することを支援することにより、同国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と同国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって同国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与することを目的とする。

② 事業内容

(ア)実施内容

1 期あたり 5 名程度（修士課程）、計 4 期分について若手行政官等の本邦大学院への留学に必要な経費を支援する。また、協力準備調査では 4 期分の計画を策定し、戦略的・効果的な受け入れを同期間継続的に実施する。

(イ)コンサルティング・サービス／ソフトコンポーネントの内容

- ・ 翌年度来日留学生の募集選考支援を行う。
- ・ 留学生の滞日に関し、来日準備、留学中のモニタリング、帰国準備等を行う。
- ・ 留学生への奨学金支援、大学への授業料等支払を行う。

(ウ)調達方法

協力準備調査の実施者を公示で選定し、原則として当該調査の実施者を本事業の実施代理機関として JICA が推薦する予定。

- ##### ③ 他の JICA 事業との関係：2013 年度より長期研修「経済政策・開発行政の実務」が実施され、これまで 6 名の研修員が修士号取得のために来日している。本事業が実施される場合には、「経済政策・開発行政の実務」は本事業に統合する。

(2) 事業実施体制

- ##### ① 事業実施機関／実施体制：教育省（Ministry of Education）

- ##### ② 他機関との連携・役割分担：特になし。

- ##### ③ 運営／維持管理体制：本事業の円滑な実施のために同国において運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、同国政府関係者及び日本側関係者で構成し、主に次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を行う。運営委員会の構成：【東ティモール側】教育省、国家行政省、国家公共行政府（INAP）【日本側】在東ティモール民主共和国日本国大使館、JICA 東ティモ

ル事務所（※詳細は協力準備調査にて決定する）。

(3) 環境社会配慮

① カテゴリー分類 ☐A ☐B ☒C ☐FI

② カテゴリー分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(4) 横断的事項：特になし。

(5) ジェンダー分類：ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

(6) その他特記事項：特になし。

4. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材育成奨学計画において、訪日留学生選定の対象省庁が少ないために優秀な留学生の確保が十分とはいえない例もあり、対象省庁を拡大するなどして、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるよう工夫する。

以 上